



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *14 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (医務課)..... 1
- *15 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則 (")..... 3
- *16 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (薬務課)..... 5

○ 訓令

- *5 和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令 (情報政策課)..... 5
- *6 和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令 (技術調査課)..... 5
- *7 和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令 (労働委員会)..... 6

○ 公営企業管理規程

- *1 企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 8

規 則

和歌山県規則第14号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則 (平成19年和歌山県規則第90号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>へき地の医療機関</u> 指定医療機関のうち次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ 略 ウ <u>医療法第5条の2第1項に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する医療機関</u> エ 略	(定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 略 (2) <u>へき地の医療機関</u> 指定医療機関のうち次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ 略 ウ <u>医療法第12条第2項第1号に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する医療機関</u> エ 略

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第5条関係)

誓 約 書

私は、和歌山県地域医療医師確保修学資金の貸与を受けることとなった上は、下記のことを遵守することを誓います。

記

- 1 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則 (平成19年和歌山県規則第90号) の規定を遵守すること。
- 2 大学卒業後2年以内に医師免許を取得し、かつ、医師免許取得後引き続き指定医療機関において9年以上 (うちへき地の医療機関において5年以上) 勤務すること。
- 3 医療法 (昭和23年法律第205号) 第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意し、大学卒業後の医業の従事においては、同プログラムの規定を遵守すること。
- 4 1から3までにおいて、やむを得ず遵守することができないと認められる場合は、退学や心身の故障など医師として従事することが不可能であるときに限ること。
- 5 4の場合に該当すると認められず、1から3までのいずれかに反した場合には、一般社団法人日本専門医機構 (以下「機構」という。) が実施する研修制度における採用過程から専門医として認定されるまでの期間において、県が国又は機構からの求めに応じ、県の同意を得ずに離脱した者として情報提供することに、何ら異議の申立てを行わないこと。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所
氏名

㊤

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則別記第2号様式の規定は、令和4年度以降に入学した者から適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

和歌山県規則第15号

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則

和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則（平成21年和歌山県規則第83号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) へき地の医療機関 対象医療機関のうち次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ 略 ウ <u>医療法第5条の2第1項に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する医療機関</u> エ 略</p> <p>(3) 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) へき地の医療機関 対象医療機関のうち次のいずれかに該当するものをいう。 ア・イ 略 ウ <u>医療法第12条第2項第1号に規定する医師の確保を特に図るべき区域に所在する医療機関</u> エ 略</p> <p>(3) 略</p>

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式 (第5条関係)

誓 約 書

私は、和歌山県地域医師確保修学資金の貸与を受けることとなった上は、下記のことを遵守することを誓います。

記

- 1 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則 (平成21年和歌山県規則第83号) の規定を遵守すること。
- 2 大学卒業後2年以内に医師免許を取得し、かつ、医師免許取得後引き続き対象医療機関において9年以上 (うちへき地の医療機関において5年以上) 勤務すること。
- 3 医療法 (昭和23年法律第205号) 第30条の25第1項第5号の規定により県が策定するキャリア形成プログラムの適用を受けることに同意し、大学卒業後の医業の従事においては、同プログラムの規定を遵守すること。
- 4 1から3までにおいて、やむを得ず遵守することができないと認められる場合は、退学や心身の故障など医師として従事することが不可能であるときに限ること。
- 5 4の場合に該当すると認められず、1から3までのいずれかに反した場合には、一般社団法人日本専門医機構 (以下「機構」という。) が実施する研修制度における採用過程から専門医として認定されるまでの期間において、県が国又は機構からの求めに応じ、県の同意を得ずに離脱した者として情報提供することに、何ら異議の申立てを行わないこと。

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者本人住所
氏名

㊟

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則別記第2号様式の規定は、令和4年度以降に入学した者から適用し、令和3年度以前に入学した者については、なお従前の例による。

和歌山県規則第16号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(50) 略 <u>(51) 麻薬及び向精神薬取締法施行規則（昭和28年厚生省令第14号）第1条の4の規定による届出のうち、麻薬卸売業者及び麻薬小売業者の役員の変更の届出の受理</u> (52)・(53) 略	(保健所長への委任) 第4条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。 (1)～(50) 略 (51)・(52) 略

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県情報処理規程の一部を改正する訓令

和歌山県情報処理規程（昭和62年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(情報統括責任者補佐) 第2条の3 略 2 情報統括責任者補佐は、 <u>企画政策局長</u> をもつて充てる。	(情報統括責任者補佐) 第2条の3 略 2 情報統括責任者補佐は、 <u>情報政策担当参事</u> をもつて充てる。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第6号

庁中一般
各 かい

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県建設工事事務規程の一部を改正する訓令

和歌山県建設工事事務規程（昭和49年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>（前払金の使用等）</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和5年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和5年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の10分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>略</p> </div>	<p>別記第3号様式（第7条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px;"> <p style="text-align: center;">建設工事請負契約書</p> <p>略</p> <p>（前払金の使用等）</p> <p>第37条 受注者は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払に充当してはならない。ただし、平成28年4月1日から令和4年3月31日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和4年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の10分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払に充当することができる。</p> <p>略</p> </div>

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に締結している工事に係る請負契約については、なお従前の例による。

和歌山県訓令第7号

庁中一般

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程の一部を改正する訓令

和歌山県労働委員会事務局の組織等に関する規程（昭和63年和歌山県訓令第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職制等）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>	<p>（職制等）</p> <p>第3条 次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。</p>

組織	職	職務
略	略	略
課	課長	略

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略	略	略
課	副課長	上司の命を受け、課長を補佐し、課長に事故があるときは、当該職務を代理する。
	主幹	略
	課長補佐	上司の命を受け、特に指定された事務に従事し、課長（課に副課長を置いている場合にあつては課長及び副課長）に事故があるときは当該課長の職務を代理する。
	略	

(専決)

第4条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)・(2) 略
- (3) 局長、次長及び課長の週休日の振替に関すること。

2 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 略
- (2) 職員の週休日の振替に関すること。

(3)～(5) 略

(代決)

第5条 前条の規定により、局長が専決できる事項について、局長が不在のときは、次長が代決する。この場合において、局長及び次長がともに不在のときは、課長がその事項を代決する。

2 課長が専決できる事項について、課長が不在のときは、副課長がその事項を代決する。この場合において、課長及び副課長がともに不在のときは、課長補佐がその事項を代決する。

3 略

組織	職	職務
略	略	略
課	課長	略
	副課長	上司の命を受け、課長を補佐し、課長に事故があるときは、当該職務を代理する。

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ、次の表の左欄に掲げる組織にそれぞれ同表の中欄に掲げる職を置き、その職務は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

組織	職	職務
略	略	略
課	主幹	略
	略	

(専決)

第4条 局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1)・(2) 略
- (3) 局長、次長及び課長の勤務を要しない時間の指定に関すること。

2 課長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 略
- (2) 職員の勤務を要しない時間の指定に関すること。

(3)～(5) 略

(代決)

第5条 前条の規定により、局長が専決できる事項について、局長が不在のときは、次長が代決する。この場合において、局長及び次長がともに不在のときは、課長がその事務を代決する。

2 課長が専決できる事項について、課長が不在のときは、副課長がその事項を代決する。

3 略

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

公営企業管理規程

和歌山県公営企業管理規程第1号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年3月31日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

企業職員の給与に関する規程 (昭和42年和歌山県公営企業管理規程第2号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																																	
<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第6条 条例第8条に規定する特殊勤務手当は、<u>特別環境作業従事手当、災害応急作業等手当、用地交渉手当及び防疫業務等手当とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>付 則 (施行期日)</p> <p>1 この規程は、昭和42年4月1日から施行する。</p> <p>。(防疫業務等手当の特例)</p> <p>2 <u>職員が、新型コロナウイルス感染症 (病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス (令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。) であるものに限る。以下同じ。) から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業 (新型コロナウイルス感染症の患者 (以下「患者」という。) に対する質問若しくは調査又は患者の移送のいずれかの作業に限る。) に従事したときは、防疫業務等手当を支給する。この場合において、第6条第2項の規定は適用しない。</u></p> <p>3 <u>前項の手当の額は、勤務1日につき3,000円 (患者の身体に接触して又は患者に長時間にわたり接して行う作業に従事した場合にあっては、4,000円) とする。</u></p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>支給範囲</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別環境作業従事手当</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内において調査又は検査に従事したとき。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員が道路又はその周辺において、交通を遮断することなく行う工業用水道施設の管理業務に従事したとき。</td> <td>日額 50 0 円</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>用地交渉手当</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	支給範囲	手当額	特別環境作業従事手当	略	略		職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内において調査又は検査に従事したとき。	略		職員が道路又はその周辺において、交通を遮断することなく行う工業用水道施設の管理業務に従事したとき。	日額 50 0 円	略	略	略	用地交渉手当	略	略	<p>(特殊勤務手当)</p> <p>第6条 条例第8条に規定する特殊勤務手当は、<u>特別環境作業従事手当、災害応急作業等手当及び用地交渉手当とする。</u></p> <p>2 略</p> <p>付 則</p> <p>この規程は、昭和42年4月1日から施行する。</p> <p>別表第2 (第6条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>支給範囲</th> <th>手当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別環境作業従事手当</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td></td> <td>職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内において調査又は検査に従事したとき。</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>用地交渉手当</td> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	支給範囲	手当額	特別環境作業従事手当	略	略		職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内において調査又は検査に従事したとき。	略	略	略	略	用地交渉手当	略	略
名称	支給範囲	手当額																																
特別環境作業従事手当	略	略																																
	職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内において調査又は検査に従事したとき。	略																																
	職員が道路又はその周辺において、交通を遮断することなく行う工業用水道施設の管理業務に従事したとき。	日額 50 0 円																																
略	略	略																																
用地交渉手当	略	略																																
名称	支給範囲	手当額																																
特別環境作業従事手当	略	略																																
	職員が非常に狭く崩落の危険があるずい道内又は水道管の破裂等特別な危険の生じるおそれのあるずい道内において調査又は検査に従事したとき。	略																																
略	略	略																																
用地交渉手当	略	略																																

<p>防疫業務 等手当</p>	<p>職員が感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第2項、第3項、第4項、第7項、第8項及び第9項に規定する感染症をいう。）の患者が発生した場合において、当該患者に対する質問若しくは調査、当該患者の移送又は当該感染症の防疫作業に直接従事したとき。</p>	<p>日額 33 0円</p>
	<p>職員が家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）に規定する家畜の伝染性疾病（口蹄疫、流行性脳炎、炭疽、ブルセラ病、結核病、豚熱、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザ、豚丹毒及びトキソプラズマ病に限る。）の患者が発生した場合において、当該患者に接する作業又は当該家畜の伝染性疾病の病原体の付着した物件の処理作業に直接従事したとき。</p>	<p>日額 33 0円</p>
	<p>職員が豚熱のまん延を防止するために行う野生動物（いのししに限る。以下この表において同じ。）の死体の運搬若しくは埋却又は野生動物の捕獲現場等の消毒の作業に従事したとき。</p>	<p>日額 33 0円</p>

附 則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。